

業務委託契約書（案）

1 業務名 令和3年度子育て世代向け合同企業説明会運営業務

2 履行場所 広島県内一円

3 履行期間 令和3年 月 日 から

令和4年3月31日 まで

4 委託料 _____
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)

5 契約保証金 _____

6 特約事項

- (1) 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙業務委託契約書約款（以下「約款」という。）の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
- (2) 受注者は、業務完了の日から起算して10日以内又は令和4年4月5日のいずれか早い期日までに、委託業務実績報告書を提出することによるものとする。
- (3) 発注者は、約款第31条の規定にかかわらず、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料を概算払することができる。
受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとし、概算払を受けたときは、(2)の委託業務実績報告書に合わせて、委託料概算払精算書を発注者に提出し、発注者の指示に従い過不足額を精算するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 3 年 月 日

発注者 広島市中区基町10-52
広島県
代表者 広島県知事 湯崎 英彦

受注者